

令和6年度
尾花沢市重要事業



徳良湖築堤 100 周年記念事業「徳良湖フォトコンテスト」グランプリ作品

令和5年6月16日

山形県尾花沢市長 結城 裕

山形県尾花沢市議会議長 青野 隆一



はじめに

「雪とスイカと花笠のまち」尾花沢市では、令和3年度を初年度とする「第7次尾花沢市総合振興計画」及び「第2期尾花沢市総合戦略」により、新たな将来像「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現を目指し、一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりに取り組んでおります。

さて、令和5年度の事業については、「産業振興」、「子育て・教育」、「健康・医療・福祉」、「都市基盤・住環境」、「協働・行財政」の5つの政策の柱に加えて、「若者の地元定着」、「移住促進」、「子育て応援」、「健康長寿」の4つの視点で構成した重点プロジェクトに沿って展開し、人口減少対策と豊かな暮らしの創造に着目した取組みを加速していくこととしています。

特に、若い世代の地元定着とふるさと回帰を最優先課題として捉え、プロジェクトの一番目に「ふるさと一番！定住促進プロジェクト」を掲げております。このプロジェクトでは、企業、地域、学校、行政が連携しながら地元就労の促進やふるさと愛の醸成に取り組んでいるほか、地域実情に合った公共交通体系の構築、雪に強い住まいづくりの普及など、暮らしやすさの創造に力を入れております。

こうした取組みを通して若い世代の活躍を応援し、新たな取組みに果敢にチャレンジしながら、子どもたちの笑顔と若者の夢が輝き、将来にわたって持続的に発展できるまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

つきましては、本市の重要施策が円滑に進められるよう、事業の推進、制度の改正等について要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

目 次

1 みらい企画創造部関係

- (1) 地方交付税の総額確保と財源保障機能・財源調整機能の維持について 1
- (2) 公共施設等総合管理計画に基づく点検診断経費に係る財政支援について 2
- (3) 過疎対策事業債に係る必要額の確保及び償還期限の延長について 3
- (4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続交付と機動的な運用について 4
- (5) 地域医療を支える診療所運営経費への財政支援について 5

2 みらい企画創造部 /健康福祉部関係

- (1) 交通弱者の社会参加を促進する取組みへの財政支援について 6

3 みらい企画創造部 /県土整備部/教育局関係

- (1) 老朽化した公共施設の解体経費に対する財政支援について 7

4 防災くらし安心部関係

- (1) 緊急消防援助隊登録車両更新事業に対する財政支援について 8

5 しあわせ子育て応援部関係

- (1) 山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の継続と拡充について 9
- (2) 施設型給付に係る公定価格（除雪費加算及び冷暖房費加算）の見直しについて 10
- (3) リトルベビーハンドブックの作成及び運用について 11
- (4) 子育て支援制度の充実について 12

6 健康福祉部関係

- (1) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について 13
- (2) 北村山地域における地域医療体制の充実について 14
- (3) 国民健康保険制度への財政支援・充実強化について 16

7 産業労働部関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として実施した利子・保証料補給に対する令和8年度以降の財政支援について 17
- (2) 原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者等に対する支援の継続について 18

8 観光文化スポーツ部関係	
（1）文化財保護事業費補助金の適正交付について	19
9 農林水産部／環境エネルギー一部関係	
（1）農業振興策について	20
10 県土整備部関係	
（1）雪国に安全・安心な暮らしを守る雪対策に対する財政支援等の拡充について	24
（2）国道347号の24時間通年通行化の整備促進及びバイパス化など改良整備促進について	26
（3）県道の整備促進について	27
（4）市道の整備促進について	28
（5）一級河川沢の川の河川改修について	31
（6）河川流下能力向上事業の促進について	32
（7）土砂災害対策事業の整備促進について	33
（8）流雪溝への導水に伴う水利権の許可について	34
（9）一般県道東根尾花沢線（都市計画道路、中央通り線）の改良整備について	35
（10）不良住宅除却に対する補助制度の拡充について	36
11 教育局関係	
（1）GIGAスクール構想を維持継続するための財政支援について	37
（2）公立学校の施設整備に係る国庫補助制度の改正について	38
（3）学校給食費の無償化の早期実現について	39

1 みらい企画創造部関係

(1) 地方交付税の総額確保と財源保障機能・財源調整機能の維持について

本市では、少子高齢化の進展による人口減少や頻発する災害、豪雪に対応しつつ、将来にわたって持続的に発展していくため、第7次尾花沢市総合振興計画において、5つの政策の柱を基本目標に掲げ、まちづくりに取り組んでおります。特に、若者の地元定着とふるさと回帰を最優先事項に位置付け、4つの重点プロジェクトを展開しておりますが、プロジェクトを推進していくためには、流雪溝や防雪柵の設置、きめ細かな除排雪など、暮らしやすい環境を創造していく必要があります。

財政力が脆弱な本市では、懸命な経費節減に努めるとともに、事業の効率化や重点化、業務委託等に取り組みながら、市民サービスの利便性向上を目指しておりますが、そのためには、地方交付税の安定的な確保が不可欠であります。

つきましては、地方交付税の機能が損なわれず、地方交付税が安定的に確保されるよう、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 地方自治体の財政需要を的確に把握し、「財源保障機能」、「財源調整機能」、「合理的基準による財源の再配分」という普通交付税の役割をしっかりと堅持し、今後も地方交付税総額を維持すること。
- ② 地方の厳しい経済雇用情勢と人口減少問題を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、地方単独事業に係る財政需要を適切に積み上げ、所要額を確保すること。
- ③ 臨時財政対策債は交付税措置があるものの特例措置であるため、地方財政における財源不足及び借入金残高に対しては、地方交付税の法定率の引上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

(2) 公共施設等総合管理計画に基づく点検診断経費に係る 財政支援について

公共施設の老朽化は全国的な問題となっておりますが、本市においても同様であり、その維持管理経費の捻出が課題となっております。

長寿命化計画に基づく橋梁などの修繕(架け替え)工事については、補助金や地方債の対象事業となっているものの、道路法等の関係法令に基づき実施する点検診断経費については一部の補助金を除き、一般財源で措置しなければならない状況です。

道路メンテナンス事業補助制度においては、点検診断費用を含めたインフラ施設の長寿命化経費が補助対象とされているものの、特に「鉄道こ線橋」や「道路橋」などについては多額の点検診断費用を要するため、補助裏に対する財源確保が大きな課題となっております。

つきましては、橋梁等の長寿命化対策について、5年毎の定期点検・診断を含め、計画どおり進められるよう、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 長寿命化対策に係る点検診断費用について、道路メンテナンス事業補助制度の補助裏に充当可能となる新たな地方債を創設すること。

(3) 過疎対策事業債に係る必要額の確保及び償還期限の延長 について

新規

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、5次にわたり制定された過疎対策立法のもと、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や地域産業の振興など、過疎地域における地域振興に大きく寄与してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の全国的な進展に伴い、過疎団体数も増加の一途をたどり、令和4年4月1日時点では、全国1,718自治体のうち、半数を超える885自治体が過疎団体に指定されるなど、深刻な状況にあります。

過疎地域にとって喫緊の課題である移住・定住対策を推進していくためには、住民にとって安全安心な環境を提供しつつ、時代の潮流に沿った施策を展開し、社会基盤を整備していくことが必要不可欠です。

本市においては、今後、統合小学校の整備やごみ処理施設の更新などを予定しており、加えて、北村山公立病院の建替えに伴う建設負担金も生じることから、その財源確保が大きな課題となっております。

つきましては、過疎団体数が増加している中においても財政の健全化を図りつつ、過疎地域が持続的に発展していけるよう下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 過疎対策事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債に係る必要額を確保すること。
- ② 財政融資資金に係る12年(3年据置)の償還期限について、延長を図ること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続 交付と機動的な運用について

新規

新型コロナウイルス感染症にかかる活動制限の緩和により、景況感は徐々に回復基調にあるものの長引くコロナ禍に伴い、市民生活や市内経済への影響は、依然として厳しい状況が続いております。加えて、原油価格や物価の高騰により、経済の先行きは不透明な状況にあります。

このような中、経済的に厳しい環境に置かれた市民や、特に影響を受けている業種の事業者等に対し、機動的に支援しながら社会経済活動の回復を確かなものにしていくことが求められております。

本市におきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、あらゆる分野において支援策を講じてまいりましたが、一自治体の財政力で同様の支援を実施することは極めて困難であり、今後も国主導による継続した財政支援が必要な状況にあります。

国の令和5年度予算においては、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として4兆円が確保されておりますが、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応し、地域経済を立て直すには、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じていくことが不可欠であるため、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

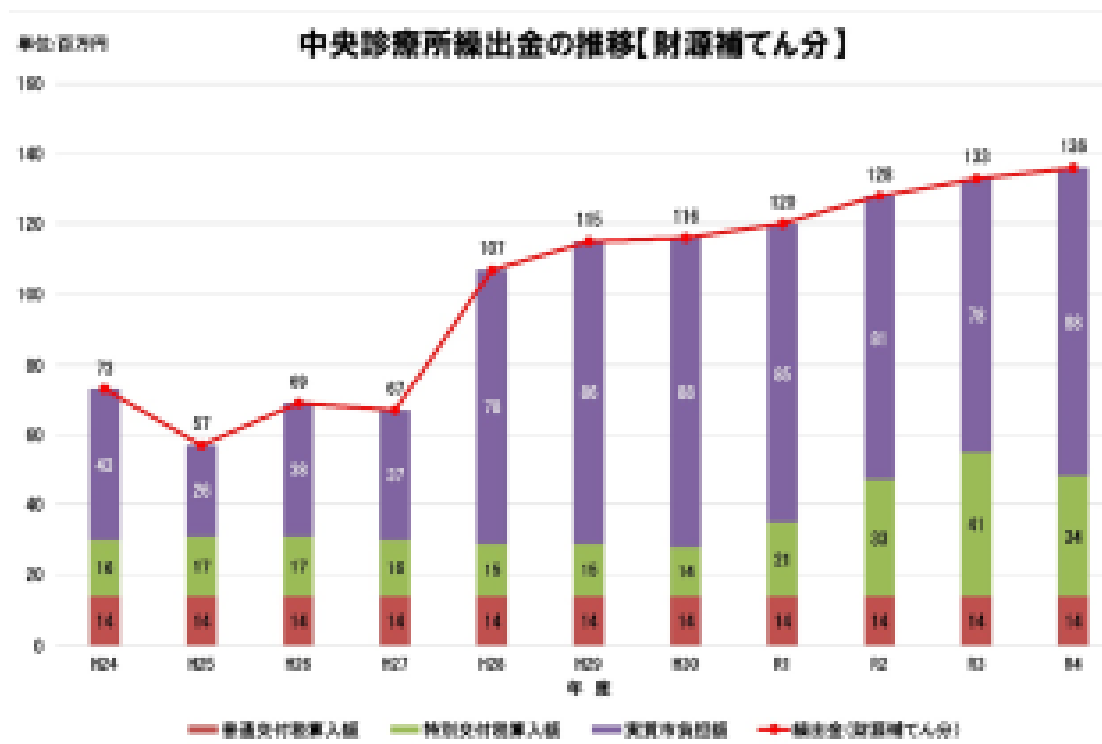
- ① 今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう機動的な運用を図ること。

(5) 地域医療を支える診療所運営経費への財政支援について

本市の中央診療所は、昭和56年開所以来、公的医療機関として地域医療の中核的役割を担っております。医師不足や医療の高度化など、厳しい環境下にあっても市民生活に不可欠な医療の提供に努めておりますが、人口減少や医療環境の変化に伴い、経営は厳しく、診療報酬のみでの運営は困難な状況です。そのため、一般会計から中央診療所会計に財源補てん分として繰出しており、令和4年度の繰出金は、約1億3,600万円となりました。

診療所運営経費は、普通交付税で約1,400万円(「保健衛生費」の密度補正)措置されており、特別交付税においても約3,400万円(有床診療所及び医師派遣分)交付されておりますが、今後も増加が見込まれる財源補てん繰出金と比較すると、大きく乖離しております。

つきましては、地域医療の実情や不採算地域の診療所運営を勘案した地方交付税措置となるよう国に提案いただきたく要望いたします。



2 みらい企画創造部 / 健康福祉部関係

(1) 交通弱者の社会参加を促進する取組みへの財政支援について

過疎地域において、高齢者や障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るためには、高齢者や障がい者が利用しやすく、かつ持続可能な地域交通網の維持が重要であると考えております。

そこで本市では、高齢者や障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大、高齢者や障害者の福祉の増進を図るため、地域のタクシー事業者と連携を図りながら、65歳以上で普通自動車運転免許証を持たない高齢者を対象にタクシー料金の一部を助成する「高齢者おもいやりタクシー事業」、障がい者を対象にタクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー事業」を展開しております。また、路線バス利用者の減少、“ドア to ドアサービス”に対する需要の高まりから、令和3年度より一部地域で路線バスを廃止し、自宅から尾花沢市街地までの区間について、タクシーを定額で利用できる「生活交通タクシー助成事業(通称:おぼくる)」を開始し、路線バス運行時と比較して利用する高齢者は約2倍に増加しています。今後も交通弱者が利用しやすい公共交通として提供範囲を広げていきたいと考えております。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い交通弱者が今後さらに増加し、公共交通機関が衰退している中、「高齢者おもいやりタクシー事業」及び「福祉タクシー事業」は必要不可欠なものとなっているとともに、「生活交通タクシー助成事業(通称:おぼくる)」はドア to ドアを実現する公共交通として定着しつつあります。

つきましては、高齢者や障がい者の移動手段を確保するとともに、持続可能な地域社会の構築に必要な地域交通網を維持するため、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 高齢者や障がい者の社会参加を目指す「高齢者おもいやりタクシー事業」及び「福祉タクシー事業」などタクシー券を活用した助成事業について、山形県市町村総合交付金の対象事業とすること。
- ② 路線バスに代わる過疎地域に適した公共交通として「生活交通タクシー助成事業(通称:おぼくる)」を推進していくため、乗用タクシーを活用した事業に対する『地域公共交通確保維持事業』の補助限度額を撤廃するよう、国に働きかけること。

3 みらい企画創造部／県土整備部／教育局関係

(1) 老朽化した公共施設の解体経費に対する財政支援について

本市においては老朽化した施設が多く、さらには少子化による児童生徒の減少に伴い、小中学校などの統廃合を余儀なくされ空き校舎等も多くなっております。そのため「空き公共施設の利活用及び管理のあり方検討委員会」を設け、有効利用について検討してきましたが、地域住民や民間による利活用は見込めない状況にあります。

施設の維持管理経費や安全面を考慮した場合、利活用されない施設は解体せざるを得ず、年次計画を立て順次解体を進めているところですが、その財源確保が大きな課題となっております。

現行制度では、施設解体経費に過疎地域持続的発展特別事業(過疎対策事業債(ソフト分))の充当が可能となっておりますが、解体費用に過疎地域持続的発展特別事業を活用した場合、発行限度額のほとんどを充当しなければならず、過疎対策として真に必要な事業への活用ができなくなる懸念があります。

また、公共施設の除却事業を対象とする「公共施設等適正管理推進事業債」は、平成29年度から充当率が75%から90%に拡充されましたが、交付税措置がないため、財政力の脆弱な本市にとっては将来負担も大きく活用し難い制度となっております。

つきましては、地域実情をご理解いただき、安全安心な地域づくりのため、下記項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 安全安心な地域を維持するため、社会資本整備総合交付金のうち「空き公共施設の解体経費」に充当できる予算を十分に確保すること。
- ② 公共施設の解体費用に対し、過疎地域持続的発展特別事業を充当する場合、発行限度額と別枠扱いにするなどの特例措置を設けること。
- ③ 公共施設等の除却に係る地方債(除却債)について、元利償還金に対する交付税措置を講じること。

4 防災くらし安心部関係

(1) 緊急消防援助隊登録車両更新事業に対する財政支援について

新規

本市消防本部は、尾花沢市及び大石田町の1市1町の広大な面積を管轄し、特に救急業務においては、管内に2次医療機関及び3次医療機関が無いいため、管轄外の医療機関への搬送を余儀なくされ、救急車の年間走行距離が30,000kmを超える他、雪道による悪路を走行することで車両等の損耗が著しい現状です。

現在の緊急消防援助隊登録車両である救急自動車は、令和元年度に配備したもので、走行距離は既に110,000kmを超え、車両足廻りの劣化に伴い傷病者への負担も大きくなってきており、緊急消防援助隊での円滑な活動にも影響を与えることが危惧されております。

以上のことから、令和6年度に救急自動車の更新を計画しておりますが、近年車両及び装備品の価格が高騰していることもあり、財政力の脆弱な本市にとっては負担が大きく、財源の確保が厳しい状況にあります。

さらに、近年多発している自然災害への対応や、今後発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下型地震等への対応も鑑み、緊急消防援助隊の出動体制が強化されるよう、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 財政力の脆弱な市町村が緊急消防援助隊登録車両等を更新する際には、優先的に補助対象とされるよう十分な予算措置を講ずること。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助基準額を、実際の購入金額に近づけるよう更なる引き上げを実施すること。

5 しあわせ子育て応援部関係

(1) 山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の継続と拡充について

本市においては、「第2期尾花沢市総合戦略」に「子育て日本一への挑戦！子育て応援プロジェクト」を掲げ、子どもを産み育てる環境づくりに努めております。その一環として、国の保育料無償化事業及び山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業に独自の軽減策を上乗せすることにより、保育料の無償化層を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた施策を展開しております。

人口減少を抑制するためには、県が掲げる「第4次山形県総合発展計画」の基本目標にあるとおり、次世代を生み育てる層となる若い世代が本県で暮らし、結婚し、子どもを生み・育てたいといった希望を持ち、その実現に向けた環境づくりや経済基盤の確保に取り組んでいくことが重要です。

世界的情勢により、エネルギー価格や物価高騰による一般家庭への負担が大きくなっている現在、特に、子育て世代においては経済的負担が大きな課題となっており、本市の子育て世帯からは保育料のさらなる負担軽減に期待する声が寄せられております。

つきましては、出産、子育ての希望実現をより強くサポートし、出生数の改善に繋げていくため、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 令和6年度までとされている山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業について、恒久的な事業として継続していくこと。
- ② 子育て世帯の経済的負担軽減につながる保育料の全階層無償化について、早期の実現に向けて取組みを強力的に推進すること。

(2) 施設型給付に係る公定価格(除雪費加算及び冷暖房費加算)の見直しについて

新規

特別豪雪地帯に指定されている本市は、市民生活はもとより、保育所等の施設運営においても、例年、冬期間の除雪や暖房に係る経費が大変大きな負担となっております。

民間保育所等は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(以下、「公定価格」という。)により算定された給付費で運営されており、特別豪雪地帯に対しては除雪費加算があるものの、年に1度(3月)の支給であり、実態とかけ離れた加算額となっております。また、冷暖房費加算についても、今般の世界的情勢により、エネルギー価格の高騰が続いているものの、加算額単価は据え置きとなっております。

次元の異なる子育て施策を展開するためには、安心して子どもを産み育てていける環境はもちろんですが、子ども達が毎日を楽しく過ごせる良質な環境を整えなければなりません。そのためにも、地域による子育て環境の格差が生じないよう、国が定める公定価格により、安定した保育所等の運営がなされるよう、以下の項目を要望いたします。

記

- ① 特別豪雪地帯に支給されている除雪費加算について、年1度(3月)の支給から、降雪期にあたる12月から3月までの支給とすること。又は、加算額の単価を引き上げ、実態にあった額とすること
- ② 冷暖房費加算について、級地区分の見直しを行うとともに、加算額の単価を引き上げること

(3) リトルベビーハンドブックの作成及び運用について

新規

妊娠、出産、育児の一貫した母子の健康状態の記録、及び管理ができる母子保健のツールとして「母子健康手帳」があります。母子健康手帳の活用により、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進が図られております。乳幼児期の健康は生涯にわたる健康づくりの基盤となります。

一般的な母子健康手帳の様式では、「発育曲線グラフ」の体重は1,000gから、身長は40cmから記載できるようになっております。そのため、出生体重1,000g未満の超低出生体重児の場合は記載が困難なものとなっております。また、成長時期に応じて保護者が記載する「保護者の記録」についても、「いいえ」のチェックが続き、手帳に対する興味を失うなど、記入が苦痛となってしまいます。小さく生まれた乳児は、厳しい状態を次々に乗り越えなければならず、保護者は不安や孤独感、自責の念を抱き、精神的に不安定となります。

そのため、低出生体重児でもその成長が記録でき、家族の不安に寄り添って支援できるよう、一般的な母子健康手帳のサブブックとして「リトルベビーハンドブック」の作成が全国的に広がっています。医療機関や地域保健機関が「リトルベビーハンドブック」の作成・運用に関わりながら、低出生体重児の健康の保持と家族への支援を行うことが可能です。

つきましては、山形県において、医療機関、保健機関及び当事者組織等との連携のもと「リトルベビーハンドブック」の作成及び運用が図られるよう要望いたします。



(4) 子育て支援制度の充実について

本市においては、少子化対策を最重要課題に位置付け、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、子どもの医療費を高校生世代まで無料とする「子育て支援医療給付事業」を行っております。

山形県における子育て支援医療制度に係る市町村への財政支援については、外来が小学3年生まで、入院は中学3年生までと給付対象が拡大され、子育て世帯の経済的負担の軽減に大変意義のあるものと捉えております。

しかしながら、県内においては、全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで窓口負担を無料化している一方、うち28市町村(入院のみを含む)は高校3年生世代まで無料化を実施するなど、市町村や都道府県における制度内容の地域間格差が拡大している現状にあります。

つきましては、子育て支援に関する社会保障制度の充実を図り、子どもたちがどこに住んでいても等しく安心して医療が受けられるよう、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 山形県子育て支援医療給付制度の対象者を高校3年生世代まで拡大するとともに、所得税課税の有無による一部負担金を廃止すること。
- ② 少子化対策は国の重要な課題であることから、高校3年生世代までの医療費を無料化とする全国一律の新たな医療制度を創設するよう、国に働きかけること。



「健康フェスタ」で元気に走り回る子どもたち

6 健康福祉部関係

(1) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について

新規

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した方が、加齢、疲労及びストレス等による免疫力の低下により、体内に潜伏するウイルスが再活性化することにより発症する疾病です。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとされており、治療が長引くケースや、「帯状疱疹後神経痛」などの後遺症が残るケースもあります。

厚生労働省等が実施している感染症流行予測調査によれば、日本人成人の水痘に対する抗体保有率は90%以上であり、成人の多くが水痘に感染していることから、帯状疱疹の発症リスクを有しています。

帯状疱疹の発症予防として、50歳以上の方を対象とした2種類のワクチンがあり、いずれも高い予防効果が確認されているものの、現在は任意接種の位置づけとなっており、接種費用が高額となることから、対象者が接種をためらう要因となっております。

つきましては、帯状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防止するため、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 帯状疱疹ワクチン接種について、予防接種法に基づく定期接種とすること。

(2) 北村山地域における地域医療体制の充実について

尾花沢市、村山市、東根市及び大石田町により構成される一部事務組合立の北村山公立病院は、地域唯一の基幹病院、救急告示病院として、地域医療を支える重要な役割を担っております。

近年、人口減少・少子高齢化、医師・看護師の不足に伴う医療需要の変化等により、経営環境は厳しさを増しております。また、施設の一部は築50年を経過し老朽化が著しく、建替えを望む住民の声も高まっており、整備が急務となっております。しかしながら、公的医療機関単独での建替え事業に対する補助制度はなく、病院事業債に係る普通交付税措置についても病院間の機能分化・連携強化に伴う施設整備等に比べて15%も低く、財源の確保も課題となっております。

一方、尾花沢市中央診療所は、北村山地域で唯一の公立有床診療所であり、地域医療を担う医療機関として重要な役割を担っております。しかしながら、北村山公立病院同様、医師・看護師の不足、医療環境の変化等により厳しい経営環境にあり、北村山公立病院との医療連携も含め、北村山地域における地域医療の一翼を担える診療所としてのあり方について検討を進めているところであります。

こうした中、令和4年3月、総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、公立病院経営強化プランに基づき、役割・機能の最適化と連携の強化等により、公立病院の経営強化を進めることとしております。

県立病院のない北村山地域において、県民たる地域住民の健康と生命が等しく守られ、安心して住み続けることができるまちづくりを実現するためには、北村山公立病院及び尾花沢市中央診療所の健全運営と連携が極めて重要です。そして、北村山公立病院を中心とした尾花沢市中央診療所をはじめとする各医療機関等との役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化することにより、北村山地域における地域医療及び地域包括ケアシステムの充実を目指す必要があります。

つきましては、山形県地域医療構想の村山構想区域における構想を実現し、北村山地域医療を堅持するため、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 北村山公立病院は北村山地域唯一の基幹病院であることから建設事業費についても相当の経費が必要であり、また、構成市町の財政状況も厳しいことから、建替え費用等に対する強力な財政支援策を講じること。

- ② 持続可能な地域医療体制を確保するためには、北村山公立病院への医師配置の充実が不可欠であることから、北村山公立病院の医師派遣を増員すること。また、中央診療所への医師派遣が可能となる広域的な医師確保体制の環境整備を進めること。
- ③ 山形県地域医療構想との整合性を確保し、北村山地域における地域医療提供体制の充実を図るため、山形県が積極的に病院等間の連携強化の調整機能を担うこと。



尾花沢市中央診療所における診療活動

(3) 国民健康保険制度への財政支援・充実強化について

国民健康保険制度については、制度運営の安定化と継続性を保障し、持続可能な制度とするため、平成30年度から都道府県と市町村との共同運営が行われております。

本市の国民健康保険運営は、人口減少に伴い被保険者数が減少傾向にあるものの前期高齢者の割合が高く、医療の高度化もあり医療費の増加が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、物価が高騰する中、景気の低迷により被保険者の所得の大幅な減少が見込まれ、これに伴う保険税の減収により、今後一層、厳しい財政運営になることが予想されます。

国においては、令和4年度から未就学児に対する保険税の均等割額の軽減制度が創設され、子育て世帯の負担軽減に繋がっております。しかしながら、人数に応じて一律に賦課される均等割制度は、被用者保険にはない制度であり、子どもが多い世帯ほど負担が大きくなっております。また、山形県や市町村が実施する子どもや障がい者、ひとり親家庭を対象とする医療費助成などの地方単独事業については、国庫負担の減額調整措置の対象となっております。

つきましては、医療保険制度は国の責任において取り組むべきものであり、被保険者に過重な負担を強いることなく制度が維持できるよう、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 国民健康保険財政の安定的かつ持続的運営を図るため、国庫負担割合の引上げや安定した納付金算定方法の確立等、さらなる財政基盤の強化・拡充措置を講じること。
- ② 未就学児に対する保険税均等割額の軽減制度について、対象年齢を拡大するとともに、軽減割合を2分の1から全額にすること。
- ③ 障がい者、ひとり親家庭を対象とした医療費助成制度について、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

7 産業労働部関係

(1) 新型コロナウイルス感染症対策として実施した利子・保証料補給に対する令和8年度以降の財政支援について

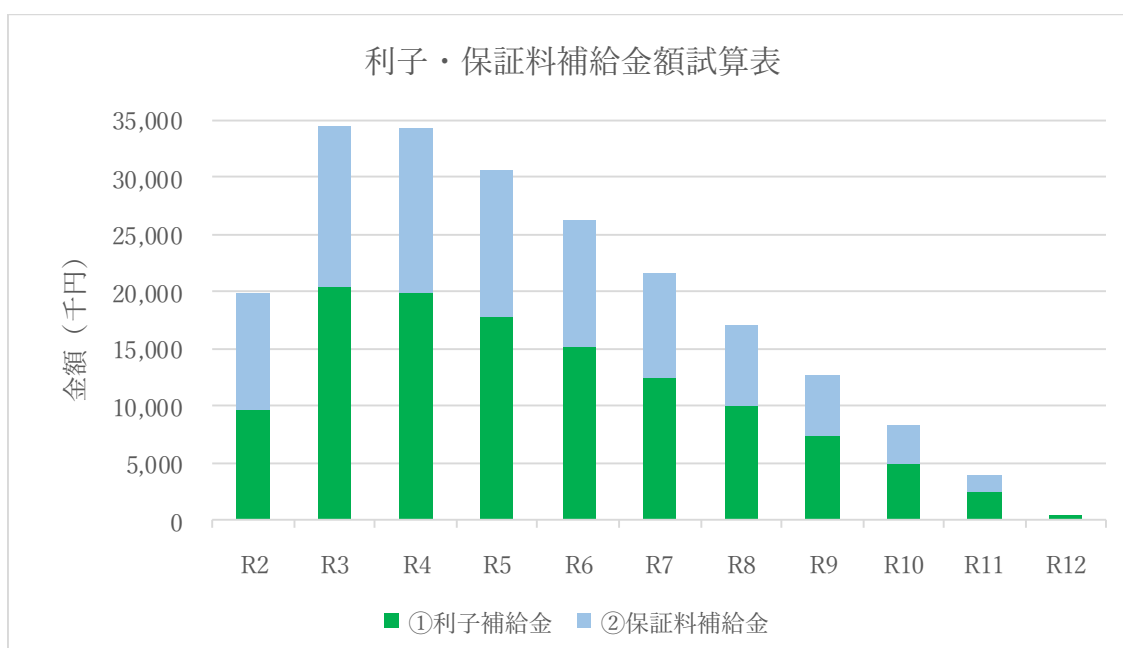
本市では、新型コロナウイルス感染症対策として実施した、山形県地域経済変動対策資金の利子補給と信用保証協会保証料の補給について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として基金に積み立て、予算を確保しています。しかし、基金の活用が可能とされているのは令和3年度から7年度までの5カ年に限定されており、令和8年度以降の本市の財政負担はかなり大きくなると見込まれます。

また、令和4年度から元本返済が本格的に始まり、原油価格、物価高騰等による影響も大きい中小企業等に対して、更なる支援を検討していかなければならない状況にあります。

つきましては、令和8年度以降も持続可能で安定的な財政運営ができるよう、下記の項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として実施した利子補給及び保証料補給に対して、令和8年度以降も必要な財源措置を講じること。



(2)原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者等に対する支援の継続について

新規

新型コロナウイルス感染症に加え、最近の原油価格・物価高騰等により、幅広い業種の事業者や市民生活に大きな影響を及ぼしております。

このような中、本市では地域経済を守るため独自の支援事業を展開しながら、商店街の活性化や安定した市民生活の継続に向け、今後も取り組んでいく考えであります。

つきましては、原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者の経営継続と、市民の消費喚起を促すような取り組みが図られるよう、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響が収束するまでの間は、継続した事業者への個別支援や市民生活を守る消費喚起策に取り組むこと。また、地域の実情に応じた支援事業が展開できるよう財政措置を講じること。

8 観光文化スポーツ部関係

(1) 文化財保護事業費補助金の適正交付について

新規

延沢銀山遺跡は、近世江戸時代に栄えた銀鉦山廢鉦、鉦山の守り神である山神神社、最上義光に仕えた野辺沢氏の居城であった延沢城跡で構成され、昭和60年12月に国史跡に指定されております。近世江戸時代まで栄えた延沢銀山は、焼き掘りの後が当時のままよく残る、歴史的・鉦山史的にも貴重な鉦山跡等であり、これまで国の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金や県の文化財保護事業費補助金を受けながら、保存・整備してまいりました。

国においては、文化財の保護等は国の責務であるとの理念から、国庫補助金の確保及び補助率の維持に努められておりますが、県の補助制度につきましては、財政逼迫等により縮減され、近年は規定の交付率を満たしておらず、市の負担増につながっております。

つきましては、本市の文化財保護行政を円滑に推進できるよう、史跡等の保存・整備に係る県補助金を適正に交付されるよう要望いたします。

9 農林水産部 / 環境エネルギー一部関係

(1) 農業振興策について

我が国を取り巻く農業情勢は、極めて厳しい状況にあります。農業従事者の高齢化や後継者不足、農業所得の低迷や農地の荒廃が進行する一方、コロナ禍や国際情勢の影響から、肥料や農業用資材、燃料代、電気代の高騰で追い打ちをかける状況となり、本市においても多くの農業者が将来に強い不安を抱いている現状です。また2021年に農林水産省より示された「水田活用の直接支払交付金」見直しを受け、地域からは交付対象水田から外されたことによる農業所得の大幅な減収を不安視する声があります。

農業者が将来に希望を持ち、持続的かつ発展性のある経営ができるよう、長期的な観点と実効性のある施策と支援が必要です。

つきましては、本市の基幹産業である農業を維持し、農山村集落の振興が図られますよう、下記の項目について要望いたします。

記

①「生産の目安」に取り組む農業者の公平性の確保について

現在、生産の目安を達成した個々の利点を示すことが出来ない状態のため、生産調整機能を果たしている集落単位の実践組合では、目安推進の意義が感じられないことや、達成した際の優位性が無いこと等の理由から、退会者が出始めている。これは「人・農地プラン」の話し合いの中から発展的な推進を目指す「水田フル活用」に向けた地域住民の合意形成に、大きな影響を与えるものと危惧している。

こうした現状を踏まえ、米価の安定を図るため、需給調整に真摯に取り組む農業者に不公平感が生じないよう、現行の経営所得安定対策等で作付け転換に係る支援の充実を図るよう、国に働きかけること。

②水田活用の直接支払交付金の見直しに係る要件の緩和及び畑地化促進事業の継続について

新規

令和4年度の水田活用直接支払交付金の見直し内容の中で、令和4～8年度までの5年間のうちに一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降に交付対象水田としない方針が示された。

本市の転作は、作物毎に適した農地改良や永年性の作物を作付しているため、復田する場合には多くの労力や費用を要する。こうしたことを踏まえると、復田は現実的に難しく、農家所得への影響が大きいことから、これを契機に離農が進んでしまうことも危惧される。また、本市のような中山間地では条件不利地が多いため、本交付金があることで担い手による作付がなされている面もある。交付対象外となれば、耕作放棄地になることが懸念され農地保全の観点からもその影響は大きく、今回の見直し内容による影響は計り知れないのが実情である。

また、畑地化促進事業は令和4年度補正予算にて事業が進められることとなったが、募集期間の都合上、経営判断が出来なかった農家もいるのが現状であり、募集締切後も農家から問合せがある状況である。

つきましては、農家の営農継続、所得維持につながるため、また農地保全に資するため、令和4年～8年としている水張り(水稲作付)の期間を、新型コロナウイルス感染症による米価下落等への影響が終了し、本格的な経済回復に伴い農家の経営環境が回復する時期まで延長するよう、国に働きかけること。併せて、畑地化促進事業を継続することについて、国に働きかけること。

③農業生産資材の価格高騰対策について

世界的な需給ひっ迫による資源価格の高騰や新型コロナの影響によるコンテナ物流の混乱等を背景に、農業生産に欠かすことができない肥料をはじめ、農薬や被覆材、農機具など農業生産資材全般で価格上昇が続いている。

国及び県においては肥料価格高騰対策事業を実施していただき、また本市においても市独自の肥料価格高騰対策事業に取り組んでいるものの、農業生産資材等の価格上昇は多方面にわたっている。

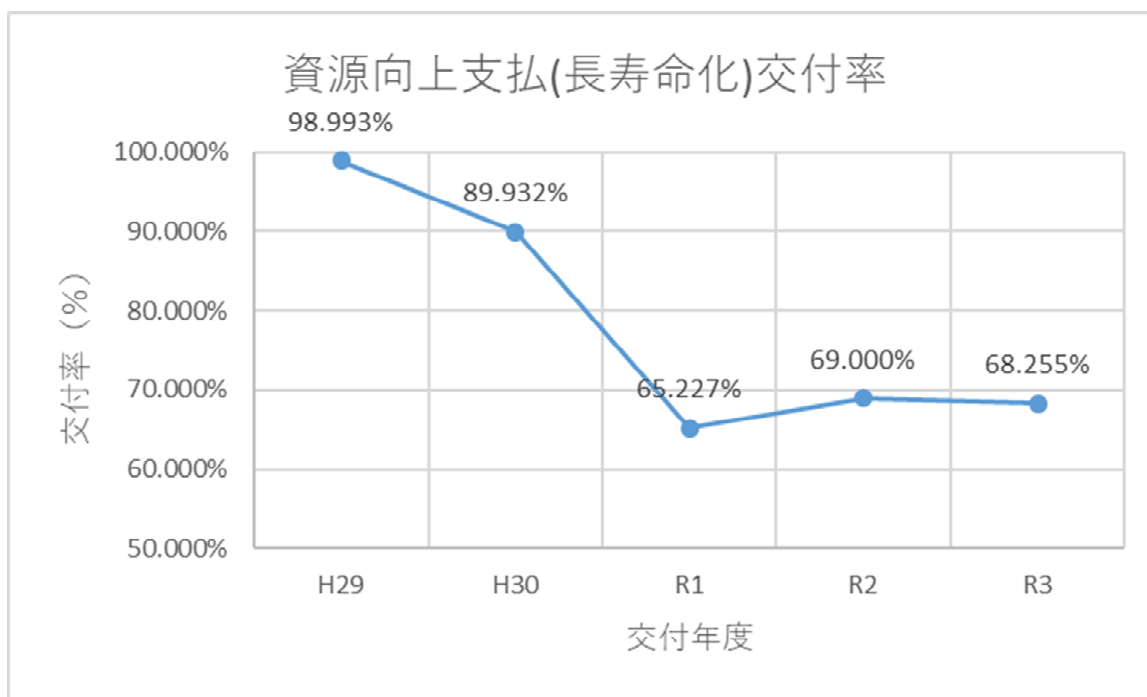
生産者は、農業生産資材を切詰めるなど低コスト化に努めているが、このまま資材等の高止まりが続けば自助努力の限界を超え経営が成り立たなくなり、特に条件不利地である中山間地域では平地以上に離農が加速化する恐れがある。

農業の持続的発展、食料の安定供給、農村集落の維持のため、農業生産資材に対しても、「コロナ禍における燃料油価格激変緩和対策事業」に類した緊急的な価格抑制対策を講じるよう国に働きかけること。

④多面的機能支払交付金事業の予算確保について

中山間地域である本市では、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金による事業効果は多大であり、共同による農地及び農業用施設の維持管理が適切に行われているほか、協定農用地内の荒廃農地の発生防止に繋がっている。しかし、近年の交付金削減により、特に小規模活動組織の長寿命化事業が制限され、市内各所から交付額について問い合わせが多い状況である。

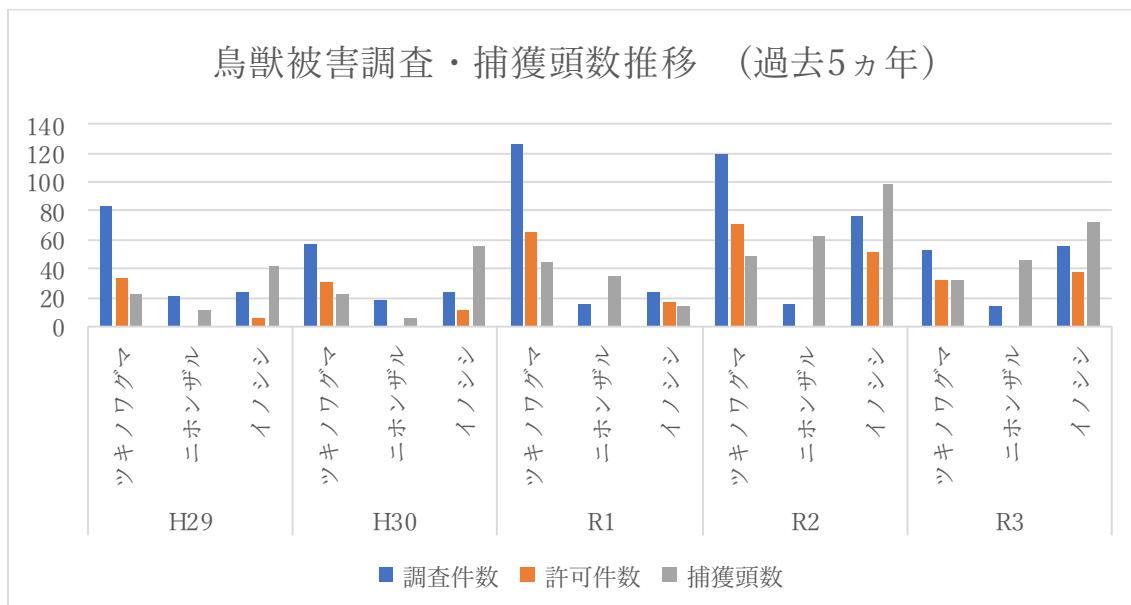
つきましては、多面的機能支払交付金において、各活動組織が計画する長寿命化対策を円滑に推進できるよう、十分な予算を確保するよう、国に働きかけること。



⑤鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算確保について

本市では、ニホンザルやツキノワグマ、イノシシなどの野生鳥獣の目撃情報や被害報告が増加の一途を辿っており、今後ニホンジカを含めた野生動物の個体数の増加により、農林業被害の拡大が懸念される。これまでも山形県鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、有害鳥獣被害対策協議会を中心とした有害鳥獣捕獲と追い払い活動の実施、県補助事業を活用した簡易電気柵の導入推進、さらには市単独で追い払い用花火の無償配布や地域が一体となった被害防止活動などへの支援を実施しているが、多様化する地域ニーズへの対応と激増する被害対策などに、市の財政負担は増加する一方である。

つきましては、ニーズに応じた鳥獣被害防止対策が講じられるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算を十分に確保するとともに、柔軟な体制整備を図ること。



10 県土整備部関係

(1) 雪国の安全・安心な暮らしを守る雪対策に対する財政支援等の拡充について

全国有数の豪雪地域である本市にとって、冬期間の雪処理は人口減少の大きな一因となっていることから、克雪対策を最重点施策として位置づけ、流雪溝整備の加速化を図ってきたほか、除雪情報提供システム(GPS)の活用、さらには官民一体での地域一斉除排雪事業、生活道路除雪費補助、集落等雪対策支援事業費補助、住宅間口に配慮した除雪作業(各戸の道路出入口部に除雪車による固い雪をできるだけ置かないように行う除雪作業)など、総合的な雪対策を実施し、雪による負担軽減を図っているところであります。

しかし、これらの雪対策を計画的に進めていくには、社会資本整備総合交付金をはじめとする国・県からの財政支援のさらなる拡充が必要不可欠となります。

つきましては、市民が安全安心に暮らせるための総合的な雪対策を安定的、かつ持続的に進められるよう、下記の項目について要望いたします。

記

①雪寒地域道路に対する財政支援の拡充と継続

「流雪溝整備」、「防雪柵設置」、「除雪機械更新」などを計画的に進められるよう、社会資本整備総合交付金(特に、雪寒地域道路事業枠)の拡充を行うよう要望いたします。

②計画的な舗装補修を行うための「社会資本整備総合交付金」の確保

豪雪地であり厳しい自然条件により傷んだ市道について、計画どおり舗装補修が可能となるよう、社会資本整備総合交付金を確保するよう要望いたします。

③新たな雪対策に対する財政支援の創設

雪寒指定路線以外の市道の除雪費に対する財政支援と、「除雪運行システム(GPS)」の運用、3級以下の市道に対する「生活道路除雪費補助」、「地域一斉除排雪補助」、「集落等雪対策支援事業費補助」、「間口除雪」など、安全安心を確保するために地域と官民が一体で行う新たな雪対策に対する財政支援を行うよう要望いたします。

④市町村道除雪費補助の臨時特例措置等の拡充

近年の豪雪状況を考慮し、豪雪に見舞われた際は、市町村道除雪費補助の臨時特例措置を拡充するなど、十分な財政支援を行うよう要望いたします。

⑤県管理道路沿線の住宅間口に配慮した除雪作業の実施

平成30年度より市道除雪において、住宅間口に配慮した除雪作業(各戸の道路出入口部に除雪車による固い雪をできるだけ置かないように行う除雪作業)を本格的に実施しております。令和4年度には、県管理道路沿線についてもご協力いただき、住民からも感謝の言葉をいただいたところです。今後も住民の除雪~~の~~負担軽減のため、住宅間口にできるだけ固い雪を置かないよう配慮した除雪を行うよう要望いたします。

(2) 国道347号の24時間通年通行化の整備促進 及びバイパス化など改良整備促進について

国道347号につきましては、通年通行が実現し、沿線自治体のみならず、山形・宮城両県の発展、交流や産業振興に向けて新たなスタートが切られ、7年目を迎えたところであります。

しかしながら、冬期間の夜間通行規制を行っていることから、早期の24時間通年通行に向け、検証結果に基づき、新たな防雪・落雪対策等を実施し、安全安心な通行を確保していく必要があります。

また、沿線集落内において歩道がないことや局部的に狭隘な道路やカーブなどの危険箇所の解消など、今後、バイパス化も含めて改良整備を行っていく必要があります。

つきましては、早期の24時間通年通行が可能となるよう、安全安心な通行に向けた取組みの強化と、バイパス化を含めた改良整備促進、そして、近年激甚化する災害に備えた防災減災対策のより一層の促進を要望するものであり、事業実施主体である山形・宮城両県が要望内容を実現できるよう、国に提案いただきたく要望いたします。

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
国道 347 号	母袋～ 宮城県 加美町地内	山形県 宮城県	継	(1) 24時間通年通行に向けた取組みの強化 (2) 一般通行規制(重量・車長・異常気象)の早期解消 (3) 雪崩・落石等対策の強化 (4) 視程障害対策の強化(視線誘導標・防雪柵整備) (5) 除雪体制(除雪基地整備含む)及び緊急時体制の強化 (6) 沿線集落の危険箇所解消とバイパス化による改良整備促進	①

(3) 県道の整備促進について

国道及び市道と連結し隣接市町を結ぶ県道は、幹線道路として市民生活の基盤であり、沿線地域発展の重要な役割を担っております。特に、冬期間の交通確保が重要課題となっており、市民生活や安全な通行を確保するためにも支障をきたしている箇所の改善が求められております。

このような中で、流雪溝整備につきましては多くの地区より要望があり、これまで長年にわたり重要事業として要望してまいりましたが、事業化に至っておりません。

つきましては、雪国でも快適に暮らすことができ、さらに各集落の振興が図られるよう、次の路線の整備促進について要望いたします。

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
主要地方道 尾花沢関山線外	六沢地内	山形県	新	流雪溝整備	②
一般県道 東根尾花沢線	荻袋地内	山形県	新	流雪溝整備	③
一般県道 鶴子尾花沢線	車段地内	山形県	新	流雪溝整備	④
一般県道 銀山温泉線	下柳地内	山形県	新	側溝整備	⑤
主要地方道 尾花沢関山線	荒町地内	山形県	新	側溝整備	⑥
一般県道 荻袋正巖線	荻袋地内	山形県	新	道路改良	⑦
主要地方道 尾花沢最上線	市野々地内	山形県	新	道路改良 (バイパス)	⑧
主要地方道 尾花沢関山線	栗生・鶴巻田 地内	山形県	継	防雪柵設置	⑨
主要地方道 尾花沢最上線	二藤袋地内	山形県	新	防雪柵設置	⑩

(4) 市道の整備促進について

市民の日常生活を支え、地域振興並びに定住促進の基盤である重要幹線市道の整備を重点的に進めているところです。特に冬期間の交通確保が重要課題であり、これまで雪に強いまちづくりに向け、道路の拡幅や流雪溝の整備、防雪柵の整備などを進めてきたところであります。

冬期間の雪処理は人口減少の大きな一因となっていることから、克雪対策を最重点施策として位置付けし、多くの地区から要望が出ている流雪溝整備の加速化を図っているところであります。

つきましては、だれもが安全安心に暮らす快適な生活環境づくりと冬期間の円滑な道路交通確保のため、流雪溝整備をはじめとする市道の整備促進が図られるよう、社会資本整備総合交付金及び道路局所管補助金(負担金)の重点配分について要望いたします。

①流雪溝整備や防雪柵設置など「社会資本整備総合交付金」の重点配分について

「第7次尾花沢市総合振興計画」では、都市基盤の分野に「暮らしやすく住み続けられるまち」を目標に掲げ、水害や雪害に対応する災害に強い道路施設などの整備に取り組み、良好な生活環境の形成に努めております。総合振興計画を策定するにあたって実施した市民アンケートの結果を見ると、多くの市民が雪対策の充実を望んでいることから、本市では克雪対策を喫緊の課題と捉え、計画的な整備を進めているところであります。

つきましては、流雪溝整備及び防雪柵整備などの雪寒対策事業について計画的な整備が図られるよう、社会資本整備総合交付金の重点配分を要望いたします。

〔雪寒対策事業〕

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面No.
社会資本整備総合交付金 牛房野線	和合・田沢 地内	尾花沢市	継	流雪溝整備	⑪
社会資本整備総合交付金 大海平線外	名木沢地内	尾花沢市	継	流雪溝整備	⑫
社会資本整備総合交付金 東荻原線	荻袋地内	尾花沢市	新	防雪柵設置	⑬

②橋梁長寿命化修繕事業に対する「道路局所管補助金(負担金)」の確保について

道路橋など道路構造物について、5年毎の定期点検が義務付けられており、本市においては橋梁145橋について、令和5年度で3巡目の定期点検・診断最終年を迎え、その点検・診断結果に基づき修繕(架け替えも含む。)事業に取り組んでおります。

しかしながら、本市の橋梁の多くが昭和30年代から40年代にかけて建設され、10年後には橋齢50年を超える橋梁が50%を超えます。加えて、冬期の豪雪や、年間を通じての温度変化など厳しい自然条件が老朽化を進めているため、計画的な対策工事が必要となってきています。

つきましては、道路(橋梁)の老朽化対策として、長寿命化修繕計画に基づき計画どおり修繕(架け替え)工事が進められるよう、道路局所管補助金(負担金)の確保について要望いたします。

〔橋梁長寿命化修繕〕

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
道路局所管補助金(負担金) 橋梁長寿命化修繕事業	市内全域	尾花沢市	継	橋梁点検 ・診断・修繕 ・架替	-

③計画的な舗装補修を行うための「社会資本整備総合交付金」の確保について

令和4年度も12月15日の降り始めから断続的な降雪に見舞われ、5日後の20日には積雪深134cmを記録しました。その後も降雪が続き1月29日には積雪深が202cmを記録し、今年も豪雪となったところであります。

豪雪地である本市では、厳しい自然条件による市道の傷みが激しく、地区からは多くの補修要望がきております。そのため、年次計画を立て、順次、舗装補修に取り組んでいるところであります。

つきましては、計画どおり舗装補修が可能となるように、社会資本整備総合交付金の確保について要望いたします。

〔舗装補修〕

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面No.
社会資本整備総合交付金 市内幹線道路	市内全域	尾花沢市	継	舗装補修	-



融雪時には各路線で著しい市道の損傷が散見される。

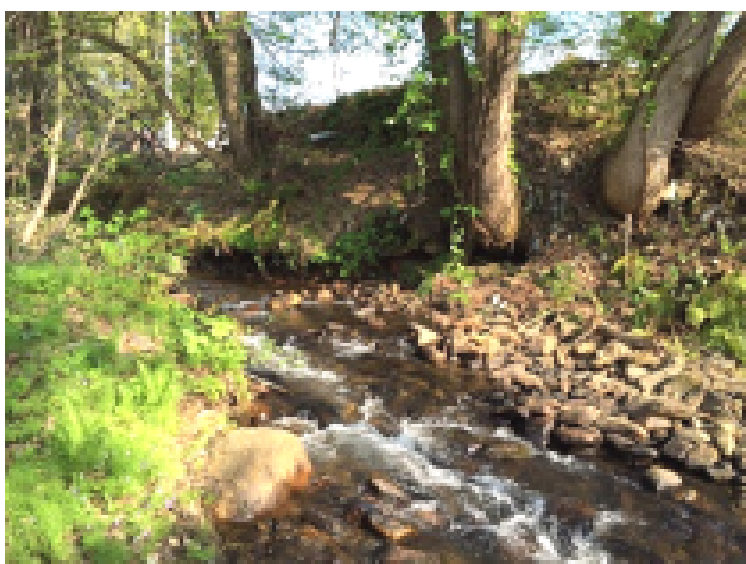
(5) 一級河川沢の川の河川改修について

一級河川 沢の川は、本市中島地区の中心部を東西に横断する延長 3,664mの重要な河川であります。豪雨・融雪時の増水により護岸の崩落や洗掘、埋塞箇所が点在している状況にあります。また、上流部においては、周辺の田畑に浸水し、その地区の耕作に支障をきたしております。

これまで一部区間での災害復旧工事や下流部の土砂撤去など、維持管理の範囲内での対策を講じていただいておりますが、未整備の箇所については豪雨等の異常気象や融雪時の増水のたびに被災する状況にあります。

つきましては、中島地区の安全安心な暮らしを守るため、早期に河川改修が促進されるよう要望いたします。

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
一級河川沢の川	中島地内	山形県	新	河川改修	⑭



未整備の箇所について、早期の河川改修が望まれる。

(6)河川流下能力向上事業の促進について

本市の河川においては、経年に伴い土砂が堆積し、また、支障木が繁茂し河川断面を閉塞している箇所が多くあります。

令和2年7月豪雨では、7月としての月降水量が観測史上最大値を計測する異常事態となった。このように、頻発する豪雨による土砂等の堆積は洪水を助長する原因となることから、河川沿線の住民は不安を抱えながら生活しております。

つきましては、河川の治水安全度の向上を図るため、土砂浚渫及び支障木の伐採等の事業(河川流下能力向上事業)が促進されるよう要望いたします。

〔河川流下能力向上事業〕

河川名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
小野尻川	大字寺内	山形県	継	土砂浚渫 支障木撤去	⑮
朧気川	大字細野	山形県	新	土砂浚渫 支障木撤去	⑯
野尻川	大字寺内 (大柳橋上流)	山形県	新	土砂浚渫 支障木撤去	⑰
野尻川	大字寺内 (大柳橋下流)	山形県	新	土砂浚渫 支障木撤去	⑱
丹生川	大字北郷～ 大字下柳渡戸	山形県	継	土砂浚渫 支障木撤去	⑲
丹生川	大字正巖	山形県	継	土砂浚渫 支障木撤去	⑳
岩谷沢川	大字岩谷沢	山形県	新	土砂浚渫 支障木撤去	㉑

(7) 土砂災害対策事業の整備促進について

本市の東部に位置する奥羽山系は急峻な地形と脆弱な地質からなり、溪流等の荒廃が著しく、融雪期や集中豪雨時には土石流や急傾斜地の崩壊による土砂災害の発生が懸念される箇所が数多くあります。平成30年8月の豪雨時には、牛房野地区や岩谷沢地区などの土砂災害危険区域において斜面の崩落も発生し、地域住民は不安な思いで生活しているのが実情です。

このような中、牛房野地区につきましては、令和2年度から急傾斜地対策の測量設計を実施していただき、事業着手されたところでありますが、急傾斜地崩壊対策事業においては、採択要件に人家戸数の要件があるため、人家の点在する地区が多くある本市では、採択要件を満たさない危険地区も多く存在します。

つきましては、豪雨時に予想される土石流や急傾斜地の崩壊から人命・財産の保全のため、下記の土砂災害対策事業の整備促進及び事業採択について要望いたします。加えて、急傾斜地崩壊事業の採択要件について、地域特性を考慮し人家戸数の要件を緩和されるよう要望いたします。

【土砂災害対策事業】

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
牛房野土砂災害対策 事業(急傾斜)	牛房野地内	山形県	継	急傾斜崩壊 防止施設	②②
岩谷沢土砂災害対策 事業(急傾斜)	岩谷沢地内	山形県	新	急傾斜崩壊 防止施設	②③

(8) 流雪溝への導水に伴う水利権の許可について

日本有数の豪雪地帯である本市において、冬期間における除排雪の有効な施設として「流雪溝」があります。その整備効果は大きく、市内の多くの地区から設置の要望を受けているところであります。その流雪溝の水源については、一級河川からの導水が一般的であり、そのため水利権の取得が必要となります。

現在、消流雪用水の水利権は、豊水としての許可で、利用制限のある不安定な権利であり、許可期間も3年間と短く、更に新規の再取得の手続きが必要となるなど、事務量や費用の増大に繋がっております。

つきましては、冬期間における流雪溝の重要性に鑑み、灌漑用水などと同様に安定水利権として許可できるよう制度の見直しを国や関係機関に働きかけていただくよう要望いたします。

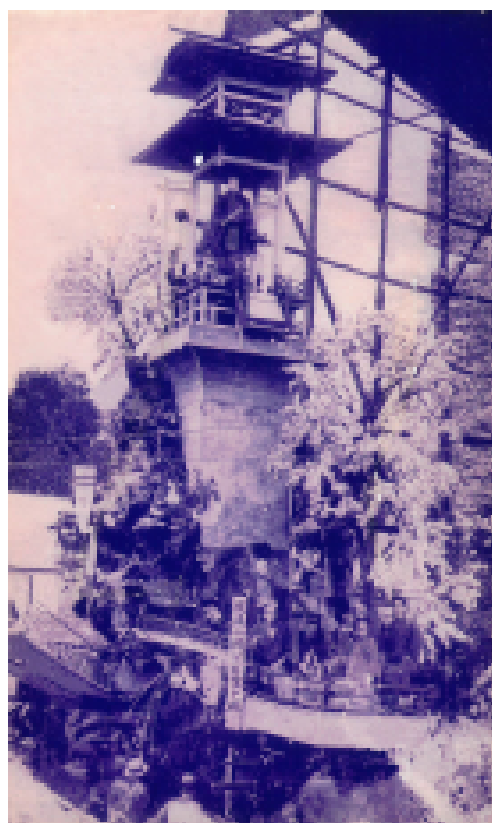
(9) 一般県道東根尾花沢線(都市計画道路、中央通り線)の改良整備について

一般県道東根尾花沢線は、都市計画道路「中央通り線」として、昭和29年5月に県で都市計画決定された道路で、平成元年度に18mへ計画変更されておりますが、歩道が整備されておらず現況幅員は11mで、流雪溝の上部を歩道として利用しており、常に危険な状況にあります。

当該路線については、令和4年3月に改定した「第2次都市計画マスタープラン」において、「商店街の賑わい創出について検討を進め、市街地の再生を図り、合せて(都計)中央通り線を中心とした無電柱化事業の実現に向け、関係機関との協議を進めます。」としております。

また、市民からは、「江戸時代の羽州街道で昭和初期まで行われた、尾花沢まつりの『京都の山鉾を模した屋台の巡行』を復活させたい」という強い要望があり、この実現に際しては、国土交通省が推進している“電線共同溝の整備”による無電柱化が必要不可欠であります。

つきましては、本市の中心市街地の活性化と歴史ある伝統文化の復活、安全安心な環境形成を図るために、電線地中化を含めた街路整備について、早期事業化を要望いたします。



昭和初期の山鉾巡行の様子

事業名	事業箇所	事業主体	新継	事業内容	図面 No.
一般県道 東根尾花沢線 (都市計画道路3・ 4・5中央通り線)	尾花沢地内	山形県	新	道路改良 (街路整備、 電線地中化等)	②4

(10) 不良住宅除却に対する補助制度の拡充について

新規

少子高齢化、人口減少を背景として、市全域において年々空き家が増加している状況であり、社会資本整備総合交付金を活用した「尾花沢市不良住宅除却促進事業」の申請者も年々増加しています。令和4年度は24件の調査申込があり、うち16件が不良住宅に該当し、15件の取り壊しが行われたところであります。

本市においては、解体工事費の80%、100万円を上限として補助金が支払われますが、物価高騰や労務単価の上昇を背景に、住宅を解体するには多額の自己資金が必要になってきており、補助制度の拡充を望む声が多く出されております。

空き家所有者の自己資金の軽減を図るため、現行制度において補助上限額の引き上げを行えば、同時に市の負担額の増加を伴うことから、人口減少等、厳しい財政運営を行っている本市にとって、これ以上財源を確保することは非常に困難であります。

つきましては、市の財政負担軽減と更なる不良住宅の解体促進を図るため、補助負担割合の見直し等、補助制度の見直しを要望します。

□不良住宅除却実績（令和元年度から実施）

	元年度	2年度	3年度	4年度
調査件数	6件	14件	21件	24件
不良該当	3件	11件	16件	16件
解体実施	2件	5件	8件	15件
補助金額	1,960千円	4,769千円	7,702千円	15,000千円
負担	国 980千円	国 2,384千円	国 3,851千円	国 7,500千円
	市 980千円	市 2,385千円	市 3,851千円	市 7,500千円

～不良住宅除却事業 概要～

【 国で定める除却単価（R4単価：木造 28,000円/㎡）× 除却面積（㎡） 】と
 【 実際の除却工事費 × 8/10（上限 100万円） 】の
 どちらか低い額が国費対象額となる。

国費対象額 × 1/2（国費補助率） = 社会資本整備総合交付金 として交付

1 1 教育局関係

(1) GIGA スクール構想を維持継続するための財政支援について

国のGIGAスクール構想のもと、本市においても児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進め、国が目指す新たな教育環境の実現に向け、ICT教育環境の充実に努めております。

しかし、ICT教育環境のさらなる充実を図り、維持していくためには、端末の更新費用や学習用ソフトウェア、セキュリティシステムの導入経費、さらにはメンテナンスに係る経費など経常的な負担を伴うこととなり、財政力の脆弱な本市にとっては大きな課題であります。

つきましては、国が目指すICT教育環境の一層の充実と子供たちの学びの保障を確実なものにするため、下記項目について国に提案いただきたく要望いたします。

記

- ① GIGAスクール構想を維持していくためには定期的な端末更新が必要になることから、設備の更新に係る費用に対する補助制度を創設し、児童生徒及び教職員が使用する端末を補助対象とするとともに、更新に係る実負担額に見合った補助基準額とすること。
- ② GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用した教育を推進するため、端末・周辺機器・通信回線使用などの維持管理に関する経費及びICT人材等に関する経費に対して、国の責任において恒久的かつ十分な地方財政措置を講じること。

(2) 公立学校の施設整備に係る国庫補助制度の改正について

新規

尾花沢小学校は昭和44年に竣工してから53年が経過し、老朽化が進み早期の建て替えが必要になっています。また、少子化が急激に進み市内の各学校においては学年1学級や複式学級が増え、多様な考えによる学習の広がりや刺激が得られにくく、異なる考えに触れる「協働的な学び」を進めにくい、などの課題があります。さらに、公立学校施設は、災害時の指定避難所や地域住民の共有スペースとしての重要な役割をはたしており、頻発する災害に備えた安全性を確保する必要があります。

そのため、協働的な学びを重視し学習方法の変化に応じた教育活動の活性化を図り、出生数減少の推移を受けた学校の適正規模、教職員の適正配置を目指すとともに、安全な学校施設の整備にむけ、市内5校の小学校を1校に、市内2校の中学校を1校に統合し、小中学校を隣接して建設する計画であります。

つきましては、学校施設整備事業を着実に進めていくことができるよう、下記項目について国に提案していただきたく要望いたします。

記

- ① 実際の工事に要する経費と国の補助単価に乖離があり、地方公共団体の負担が増加しているため、実態を調査の上、早急に実情に合うよう補助単価の引き上げを図ること。
- ② 公立学校施設整備費負担金の事業実施期間は2か年間までとなっているが、特別豪雪地帯における1月から3月の積雪期間の工事は除排雪作業に多くの時間を要し実質的な施工期間が短縮されてしまうため、地域特性により事業実施期間を延長できるようにすること。

実勢単価と補助単価の比較(円/m²)

建築区分	実勢単価:建設着工統計調査/学校 (国交省)令和4年	補助単価:建築単価 (山形県)令和4年
鉄筋コンクリート造	334,200	239,200
木造	314,500	239,200
鉄骨造	294,500	211,700

平均積雪量観測地計算表(cm)…積雪寒冷地域算定様式

観測所名	1月	2月	3月	4月	12月	各月計
尾花沢観測所	134	175	118	6	45	478

(3) 学校給食費の無償化の早期実現について

新規

学校給食の目的は、学校給食法の理念に基づき心身の健全な発達と食育の推進を図るためとされております。本市においては、基幹産業である農業を活用し「自分たちで育て収穫し食べる」食農教育や地場産食材を積極的に取り入れるなど、学校給食の充実に取り組んでおります。また、保護者の負担軽減と教育環境の経済的安定を図ることを目的に、児童生徒への給食費の半額助成、義務教育期間の3人以上在籍する児童生徒の3人目以降の全額助成を実施しております。

県内でも公立小中学校の給食費無償化を実施、あるいは検討している自治体が増え、家計負担を軽減させ給食を通じた食育の強化の取り組みが広がってきております。

しかしながら、恒久的な財源確保の問題から本市を含めた多くの自治体が無償化を実施することが困難であり、県内での義務教育の家庭の費用負担で自治体間格差が生じていることが大きな課題となっております。さらに新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期にわたっていることから経済的に苦しい状況にある保護者も多く、学校給食の無償化が強く求められている状況であります。

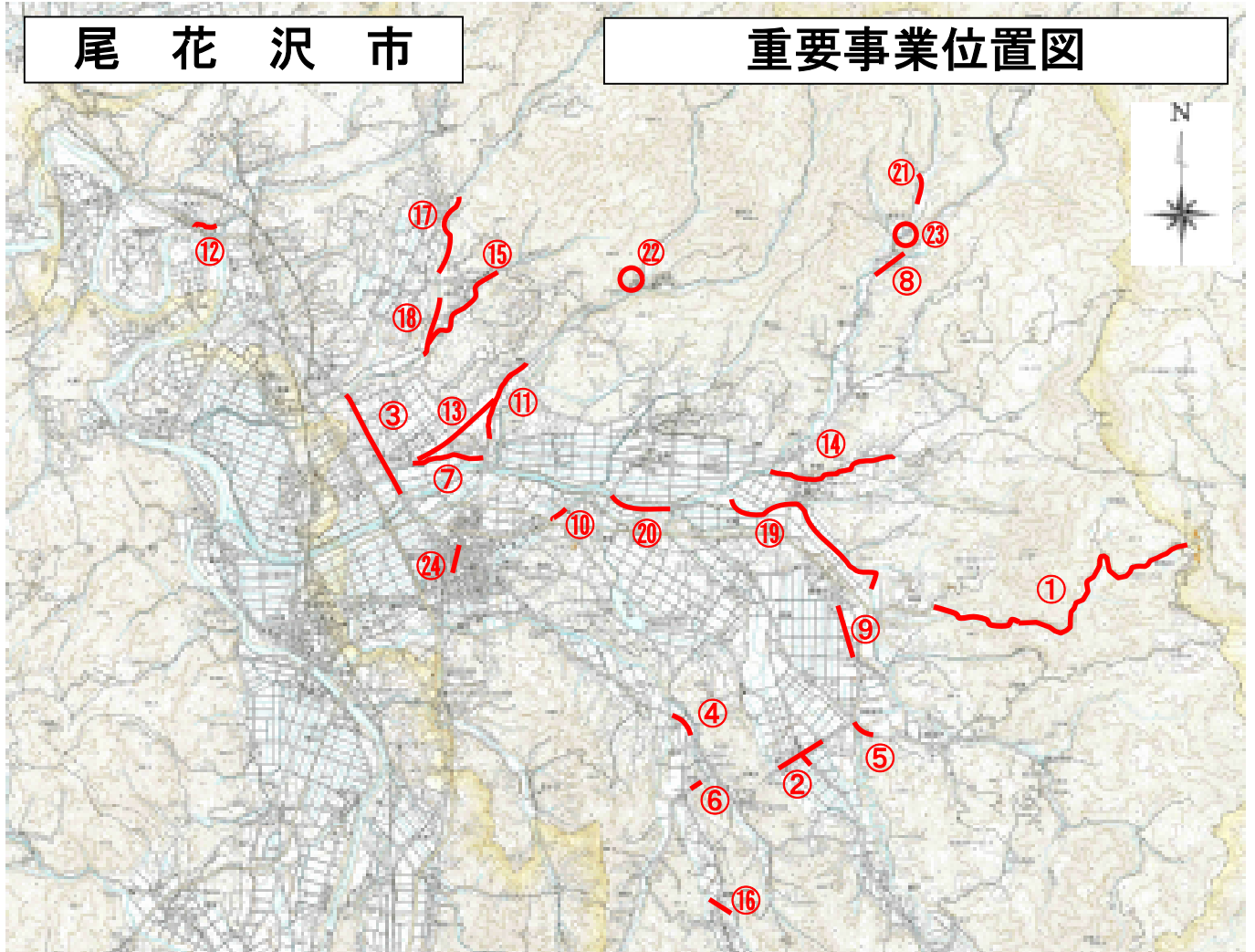
つきましては、次代の社会を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育て世代が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図り、子育て支援を推進するため、下記の項目について要望いたします。

記

- ① 成長期にある子ども達の健康増進、体位向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるためにも学校給食の全国的無償化に向けた法整備と支援の早期実現を国に要望していくこと。

尾花沢市

重要事業位置図



図面No.	事業名
①	国道347号(24時間通年通行の促進及び改良整備促進)
②	主要地方道尾花沢関山線外(六沢地内)(流雪溝整備)
③	一般県道東根尾花沢線(荻袋地内)(流雪溝整備)
④	一般県道鶴子尾花沢線(車段地内)(流雪溝整備)
⑤	一般県道銀山温泉線(下柳地内)(側溝整備)
⑥	主要地方道尾花沢関山線(荒町地内)(側溝整備)
⑦	一般県道荻袋正殿線(荻袋地内)(道路改良)
⑧	主要地方道尾花沢最上線(市野々地内)(道路改良)
⑨	主要地方道尾花沢関山線(粟生・鶴巻田地内)(防雪柵設置)
⑩	主要地方道尾花沢最上線(二藤袋地内)(防雪柵設置)
⑪	市道牛房野線(和合・田沢地内)(流雪溝整備)
⑫	市道大海平線外(名木沢地内)(流雪溝設置)
⑬	市道東荻原線(荻袋地内)(防雪柵設置)
⑭	一級河川沢の川(中島地内)(河川改修)
⑮	一級河川小野尻川(寺内地内)(河川流下能力向上事業)
⑯	一級河川臈気川(細野地内)(河川流下能力向上事業)
⑰	一級河川野尻川(寺内地内 大柳橋上流)(河川流下能力向上事業)
⑱	一級河川野尻川(寺内地内 大柳橋下流)(河川流下能力向上事業)
⑲	一級河川丹生川(北郷～下柳渡戸地内)(河川流下能力向上事業)
⑳	一級河川丹生川(正殿地内)(河川流下能力向上事業)
㉑	一級河川岩谷沢川(岩谷沢)(河川流下能力向上事業)
㉒	牛房野土砂災害対策事業(急傾斜)
㉓	岩谷沢土砂災害対策事業(急傾斜)
㉔	一般県道東根尾花沢線(都市計画道路、3・4・5中央通り線)(道路改良)



尾花沢市ふるさと大使

各分野の第一線で活躍されている方をお願いし、故郷おばなざわをPRしていただいております。



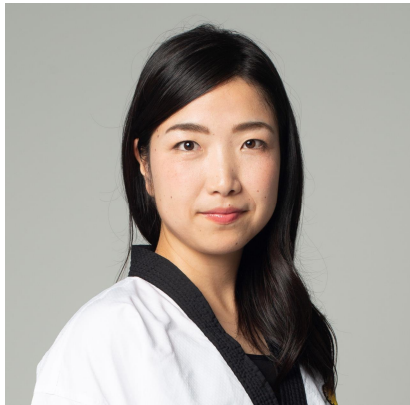
佐々木則夫 氏

サッカー日本女子代表前監督。W杯ドイツ大会で優勝に導くなど、数々の国際大会で優れた指導力を発揮。世界を代表する名将の称号「FIFA女子最優秀監督賞」を受賞。



あべ美佳 氏

テレビドラマや平成27年秋に公開された映画「いしゃ先生」の脚本を手がけたほか、小説、エッセイなど多数執筆。おばね弁と気さくなキャラクターで尾花沢をPR。



太田渉子 氏

幼少期からクロスカントリースキーに打ち込み、トリノパラリンピックで銅メダル、バンクーバーで銀メダルを獲得。東京2020パラリンピックでは競技をテコンドーに変更し、出場。



佐渡ヶ嶽親方

元関脇「琴ノ若」。昭和59年初土俵以来、22年間にわたり力士として活躍。引退後は親方として後進の指導にあたり、琴欧州、琴奨菊の優勝力士を輩出する。

～ このまちで とともに 生きる

しあわせな時を刻むまち 尾花沢 ～